特別徴収切替届出（依頼）書

※宛								

＿＿年＿＿月＿＿日 提出 （あて先） 栄町長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒　　—		特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります
		フリガナ				新規の場合、納入書（ 要 ・ 不要 ）	
		名称（氏名）			担当者連絡先	所属	
		代表者職氏名				氏名	
		法人番号				電話	—　　—

給与所得者	フリガナ		旧　姓	普通徴収切替期別	期別を〇で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏　　名				
	受給者番号	※「特別徴収税額通知（納税義務者用）」を電子データで受け取る場合は必ず記載してください。			
	生年月日	昭和 ・ 平成　　年　　月　　日		特別徴収開始予定月	月分（翌月10日納入期限分）から特別徴収を開始します。
	1月1日現在の住所	〒　　—		届出理由	1. 入社　2. その他（　　）
	現在の住所	〒　　— ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記載してください。		月割額の連絡	必要な場合のみ記載してください。 月　　日 までに通知書が必要 ※ 簡易通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

【 添付書類 】

普通徴収の納付書 （二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。）

※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 注意事項 】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。

2. 特別徴収への切替は、1か月程度の余裕を持ってください。特別徴収開始月と提出期限の目安は以下のとおりです。

提出期限	特別徴収開始月	提出期限	特別徴収開始月	提出期限	特別徴収開始月	提出期限	特別徴収開始月
5月10日	6月～	8月10日	9月～	11月10日	12月～	1月10日	3月～
6月10日	7月～	9月10日	10月～	12月10日	1月～	2月5日	4月～
7月10日	8月～	10月10日	11月～	1月10日	2月～	3月10日	5月～

3. 他の事業所で特別徴収している場合や課税資料が届いていない場合は、貴事業所での特別徴収ができないことがありますのでご了承ください。

4. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】 〒270－1592　千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番　栄町税務課